

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和元年度
計画主体	多治見市

多治見市鳥獣被害防止計画

担当部署名

経済部 産業観光課

所 在 地

多治見市日ノ出町 2 丁目 1 5 番地

電 話 番 号

0 5 7 2 - 2 2 - 1 1 1 1

F A X 番 号

0 5 7 2 - 2 5 - 8 2 2 2

メールアドレス

sangyokanko@city.tajimi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・アライグマ・ヌートリア・ハクビシン・ニホンジカ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	多治見市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度3月末現在）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	米・野菜	54万円 145a
アライグマ	—	— —
ヌートリア	—	— —
ハクビシン	—	— —
ニホンジカ	—	— —

（多治見市調べ）

(2) 被害の傾向

○イノシシによる被害
市内全域の山間部を中心に、農作物の食害の外、掘り起こし・踏み倒しの被害が発生している。近年では、市街地に近い人家周辺の里山や家庭菜園にも被害が発生しており、イノシシの繁殖が進んでいることが予想される。
○アライグマによる被害
天井裏での糞尿による生活環境被害は年間を通じて発生している。また、畑や家庭菜園の野菜や果樹、屋外で飼育している観賞魚等の食害も発生している。
○ヌートリアによる被害
河川での目撃情報はあがるが、被害の発生状況は年々減少している。
○ハクビシンによる被害
天井裏での糞尿による生活環境被害は年間を通じて発生している。また、畑や家庭菜園の野菜や果樹、屋外で飼育している観賞魚等の食害も発生している。
○ニホンジカによる被害
目撃情報や、わなでの捕獲が確認されており、今後の農作物への被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成30年度）		目標値（令和4年度）	
イノシシ	54万円	145a	25万円	50a
アライグマ	—	—	—	—
ヌートリア	—	—	—	—
ハクビシン	—	—	—	—
ニホンジカ	—	—	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○イノシシ 多治見市猟友会に捕獲業務を委託。箱わなを貸与。 ○アライグマ・ヌートリア 特定外来生物防除計画による捕獲（個人捕獲）には市で購入した箱わなの貸出。 ○ハクビシン 多治見市猟友会に捕獲業務を委託。箱わなを貸与。 ○ニホンジカ ニホンジカ対策に係る研修への参加。	・猟友会員の高齢化・会員数の減少が進行しており、捕獲従事者の確保・育成が課題である。 ・イノシシの捕獲については、箱わなを主体に捕獲数が増えているものの、被害地域拡大の状況から、一層、捕獲強化に努める必要がある。 ・今後、ニホンジカの被害が発生する恐れがあるため、捕獲体制の整備や捕獲方法の検討が必要となっている。
防護柵の設置等に関する取組	鳥獣被害防止総合対策交付金等の活用。	防護柵の整備が進んでいない地域では被害の増加がみられ、地域ぐるみで被害対策を行う必要がある。そのため、住民に対する鳥獣対策に関する普及、啓発活動を行うことが必要である。

(5) 今後の取組方針

- ・中山間地域等直接支払推進事業や農地・水・環境保全向上対策推進事業を活用し、地域が一体となった、草刈や耕作放棄地解消による、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりの推進。
- ・農地に繰り返し被害を加える個体の、猟友会、**認定鳥獣捕獲等事業者**による捕獲。
- ・鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、侵入防止柵の整備等を推進。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○イノシシの捕獲 市が被害者から報告を受け、多治見市猟友会、認定鳥獣捕獲等事業者と連携し、捕獲駆除を実施する。 ○アライグマ・ヌートリアの捕獲 捕獲従事者には原則として捕獲に使用する猟具（わな猟等）に応じた免許が必要であるが、免許非所持者であっても、適切な捕獲と安全に関する講習を受講し、捕獲従事者証を交付された場合には捕獲できるため、個人による捕獲を実施する。 ○ハクビシン 市が被害者から報告を受け、多治見市猟友会と連携し、捕獲駆除を実施する。 ○ニホンジカ 市が被害者から報告を受け、多治見市猟友会、認定鳥獣捕獲等事業者と連携し、捕獲駆除を実施する。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	イノシシ ニホンジカ	・箱わなの購入。 ・猟友会、認定鳥獣捕獲等事業者の活動を支援し、狩猟者の確保、育成を推進する。 ・箱わなの貸出数を増やし、個人捕獲を推進する。
令和3年度	アライグマ ヌートリア	
令和4年度	ハクビシン	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
近年のイノシシの捕獲実績は増加傾向（H26年度185頭・H27年度167頭・H28年度178頭・H29年度225頭・H30年度342頭）にある。これを踏まえ、年間300頭とする。 また、イノシシの被害が増加した地区を重点的に捕獲の強化を行う。 アライグマは横ばい傾向（H26年度21頭・H27年度33頭・H28年度28頭・H29年度29頭・H30年度21頭）にあり、年間30頭とする。 ヌートリアは減少傾向（H26年度1頭・H27年度0頭・H28年度1頭・H29年度15頭・H30年度0頭）にあり、これを踏まえ、年間5頭とする。 ハクビシンは横ばい傾向（H26年度32頭・H27年度22頭・H28年度18頭・H29年度14頭・H30年度23頭）にあり、これを踏まえ、年間30頭とする。 ニホンジカは捕獲実績が無いので、今後検討していく。			
対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	300	300	300
アライグマ	30	30	30
ヌートリア	5	5	5
ハクビシン	30	30	30
ニホンジカ	5	5	5
捕獲等の取組内容			
被害が多い地域を重点的に、有害鳥獣捕獲を通年実施する。			
ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容			
（必要性）市内全域において、イノシシによる農作物被害が多発しているため、より効果的に有害捕獲を実施するため。 （取組内容）捕獲手段：ライフル銃による捕獲、実施期間：鳥獣捕獲許可証及び従事者証に記載されている期間、捕獲予定場所：地理的条件等からライフル銃以外の手段で捕獲を実施できない場合			

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ ニホンジカ	・ワイヤーメッシュを利用した恒久柵を、甘原地区、北小木地区、東栄地区、三の倉地区、大藪地区に整備。 ・引き続き、被害実態の把握を行うとともに、猟友会等関係機関と連携し有効な対策を施す。	・ワイヤーメッシュを利用した恒久柵を、甘原地区、北小木地区、東栄地区、三の倉地区、大藪地区に整備。 ・引き続き、被害実態の把握を行うとともに、猟友会等関係機関と連携し有効な対策を施す。	・ワイヤーメッシュを利用した恒久柵を、甘原地区、北小木地区、東栄地区、三の倉地区、大藪地区に整備。 ・引き続き、被害実態の把握を行うとともに、猟友会等関係機関と連携し有効な対策を施す。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度 ～ 令和4年度	イノシシ アライグマ ヌートリア ハクビシン ニホンジカ	・ 鳥獣被害の実態の把握。 ・ 草刈など、被害予防策の啓発・奨励。 ・ 駆除隊及び市職員が研修会へ参加するなどし、被害対策技術の習得・普及。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
多治見市産業観光課	関係諸団体との連絡調整
多治見市企画防災課	地域住民等への周知等
多治見市猟友会	調査・捕獲活動
認定鳥獣捕獲等事業者	調査・捕獲活動
多治見警察署生活安全課	住民の安全確保のための対策指導
岐阜県東濃県事務所環境課	市への助言・指導

(2) 緊急時の連絡体制

・ 目撃者→市産業観光課	→多治見市猟友会 →認定鳥獣捕獲等事業者 →多治見市企画防災課 →多治見警察署 →東濃県事務所環境課 →住民団体役員
--------------	---

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・イノシシ・ニホンジカは捕獲者各自で食用として利用し、食肉として不適当な場合は焼却又は埋設処分とする。
・アライグマ・ヌートリア・ハクビシンは焼却処分とする。

7. 捕獲等を対象とした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

イノシシ及びニホンジカについては、岐阜県が作成する「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に基づいた食肉などの資源として有効活用を検討する
--

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	多治見市農業再生協議会
構成機関の名称	役割
多治見市	有害鳥獣に関する被害防止策の実施
多治見市農業委員会	
陶都信用農業協同組合	
東濃農業共済事務組合	
多治見市園芸畜産振興会	
たじみ農産物直売所出荷者協議会	
多治見市猟友会	
有限会社廿原ええのお	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
東濃農林事務所	有害鳥獣に関する情報提供・被害防止技術の情報提供・その他必要な援助を行う
東濃県事務所環境課	有害鳥獣に関する情報提供・被害防止技術の情報提供・その他必要な援助を行う
陶都森林組合	有害鳥獣に関する情報収集・提供を行う
ジビエ関係者	ジビエの普及

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市職員（産業観光課）によって構成され、猟友会、認定鳥獣捕獲等事業者による捕獲活動の支援の他、被害情報の収集、対策の住民への周知、被害防止対策の推進について活動している。今後、必要に応じて実施隊構成員の見直しを行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

広域的な鳥獣被害対策に対処するため、近隣自治体や関係機関との連携を図る。
